

# 令和6年度 男女平等参画 社会づくり 功劳賞

個人

団体

事業所

男女平等参画に取り組んでいる皆さまを表彰します!

男女平等参画社会の実現にむけて、さまざまな分野でガンバっている方々を表彰し、今後の活躍を応援します! 自薦(個人の部は除く)・他薦は問いません。



※くわしい応募の決まり等については当チラシの裏面をご覧ください。

お申込み・お問合せは 水戸市男女平等参画課  
〒310-0063 水戸市五軒町 1-2-12 みと文化交流プラザ5階  
TEL 226-3161 FAX 226-3162

## 表彰の対象となる要件

市内に居住または勤務する個人、市内で活動する団体(3年以上活動している団体)、市内の事業所で、次のいずれかに該当する活動を継続的に行っているもののうち顕著な功績があると市長が認めたもの。

### <個人の部> (自薦不可)

- (1) 男女平等参画社会の実現のため、自らの活動を通じて、他の模範となる先駆的な功績をあげた者
- (2) 社会生活において、固定的な役割分担意識にとらわれず、男女平等参画社会の実現に向けて市民意識の醸成に貢献した者
- (3) 職場・地域・家庭など社会の様々な分野で、女性の活躍推進に貢献し、具体的な実績をあげた者
- (4) 市税等を滞納していない者

### <団体の部> (3年以上活動している団体に限る)

- (1) 地域社会の中で公益的な活動を行い、その功績が極めて顕著であり、その活動を通じて男女平等参画社会の形成に寄与した団体
- (2) 団体活動を通じて、女性の地位向上や女性に関する問題解決のために顕著な功績のあった団体
- (3) 新しい分野を開拓して功績をあげ、男女平等参画社会実現のための途を広げた団体又は新しい分野を開拓する女性を支援し、男女平等参画社会実現のための途を広げた団体
- (4) 市税等を滞納していない団体

### <事業所の部>

- (1) 働く女性が、安心して働き続ける職場環境づくりに努めた事業所
- (2) 採用、人材育成、積極的登用などを通じて、男女平等参画社会の実現に貢献した事業所
- (3) 市税等を滞納していない事業所

※応募方法 所定の応募用紙(男女平等参画社会づくり功労賞表彰推薦書)に必要な事項を記入し、参考となる資料を添えて、直接または郵送で水戸市男女平等参画課へ提出してください。団体、事業所については自薦・他薦を問いません。応募用紙は下記のホームページから入手できます。

※応募期間 令和6年4月1日(月)~5月31日(金)

※表彰等 部門ごとに表彰し、表彰状と記念品をお贈りします。

※お申込み 〒310-0063 水戸市五軒町 1-2-12 みと文化交流プラザ 5階  
水戸市男女平等参画課

TEL 029-226-3161

FAX 029-226-3162

<http://www.city.mito.lg.jp>

ご応募おまちしています!!

